

高齢者向け施設用

119番通報

マニュアル

— 火災編 —

春日井市消防本部
通信指令室



目次

1 1 9番通報マニュアル

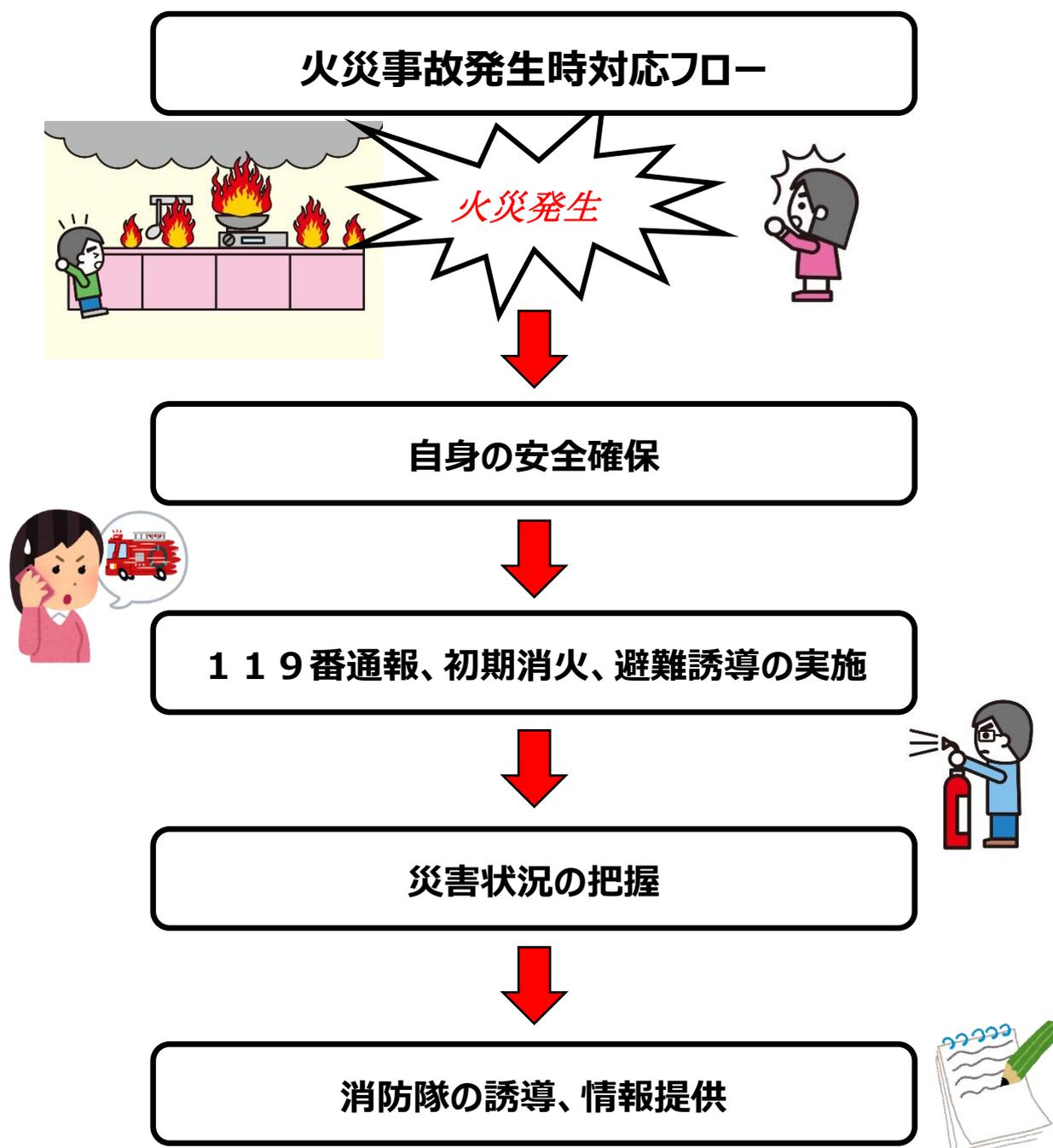
～火災編～

1. 1 1 9番通報時の流れ… 2
 2. 火災発生時の対応… 3
 3. 火災対応のポイント①… 4
火災の早期発見
火災対応のポイント②… 5
通報
火災対応のポイント③… 6
初期消火
火災対応のポイント④… 7
避難誘導
 4. 消防訓練の実施… 8
-

119番通報マニュアル ～火災編～

高齢者施設等は、災害の際に自力避難が困難な方が多く利用する施設です。そのため、利用者の安全を図り、災害時に速やかな対応ができる体制整備や、災害を未然に防ぐために事前の対策を講じ、施設全体の災害適応能力を高める必要があります。

このマニュアルは、いざという時の職員の対応能力向上を支援し、緊急事態に素早く対応できるよう作成しました。ぜひ参考にいただき、利用者が安心して過ごせる施設を目指してください。



1. 119番通報時の流れ

119番通報をしたら次のような流れで指令員とやりとりをします。

 指令員	通報する側 
火事ですか？救急ですか？	火事です。
火事が起きている場所の住所を教えてください。	〇〇町1丁目1番地 介護施設△△です。
何階建ての何階から出火していますか？ どこから出火していますか？	2階建ての1階にある厨房から 火が出ています。
初期消火は実施できていますか？	実施しましたが失敗しました。
ケガ人や逃げ遅れた方はいますか？	厨房内に2人逃げ遅れがいます。
避難誘導は実施できていますか？	職員、利用者合わせて〇名避難 済みです。

火災通報時には、通報者の安全が確認できれば、通信指令員から様々な質問をします。あらかじめ聞かれることを確認しておき、慌てず正確な通報ができるようにしておきましょう。

2. 火災発生時の対応

通報＋初期消火＋避難誘導の同時進行

火災発生時には、1秒でも早い対応が大切です。「通報」、「初期消火」、「避難誘導」どれが遅れても被害の拡大に繋がります。火災の被害を自分たちで最小限にとどめられるよう、日頃から訓練をしておきましょう。

過去の事例

事例1：長崎県大村市高齢者グループホーム火災

火災発生日時 平成18年1月8日 午前2時19分頃

消防が火災の通報を受けた時間 午前2時32分

死者 7名（すべて入所者） 負傷者 3名 ※出火当時、職員は1名

深夜に仮眠中の職員が「パチパチ」という音に気付き、共用室のソファから火が出ているのを発見。初期消火を試みたものの炎は天井まで達しており、消火不能状態のため断念。

職員は、走行中のトラック運転手から借りた携帯電話で

消防へ通報する119番ではなく、警察へ通報する110番に電話をした。

※消防は警察からの通報で出動。

事例2：長崎市グループホーム火災

火災発生日 平成25年2月8日

消防が火災の通報を受けた時間 午後9時09分

死者 5名 負傷者 7名（すべて入所者）

施設に隣接する中学校の教諭が、施設から黒煙が出ているのを発見し119番通報。

※火災が発生した施設からの119番通報は無く、施設には火災通報装置が設置されていたが使用されていなかった。

また、消火器を使用した形跡もなく初期消火も実施されていなかった。

過去の事例から見る問題点

間違えて警察に通報してしまったり、火災通報装置が操作されていない等、施設からの通報ができていないことは大きな問題です。この原因として、施設職員に対する消防訓練が十分に実施されていなかったことが考えられます。

3. 火災対応のポイント① ～火災の早期発見～

火災を早期発見し、被害の拡大を防ぐ

火災の発生を知る方法としては、2つのパターンが考えられます。

1 人が火災を直接発見する。



2 自動火災報知設備により火災の発生を知る。



どちらのパターンかにより次にとる行動が変わってくるため、訓練を実施する時は、想定を変えてどちらでも対応できるようにしておきましょう。

火災の発生を確認したときの対応

■ 人が直接火災の発生を確認したとき

- ・「火事だー！！」と大声で周りに知らせる。
- ・近くの自動火災報知設備の発信機を押して非常ベルを鳴らす。



■ 「自動火災報知設備」により火災の発生を確認したとき

「自動火災報知設備」は、自動で火災の発生を知らせる設備であり、**受信機を確認**することで、火災の発生場所を特定することができます。



・確認方法

自動火災報知設備の**受信機と警戒区域図**により**火災が発生した場所を確認**します。その後、現場に急行し火災かどうかを確認します。現場を確認する際は必ず消火器を持参し、初期消火の対応に備えます。



これらの方法で火災の発生を施設にいる人に知らせ、通報、初期消火、避難誘導へ移ります。

火災対応のポイント② ～通報～

住所＋施設名で正確な場所を伝える

119番通報をして「火事」と伝えた後は、最初に正確な場所を伝えてください。



火災通報装置の活用

■「火災通報装置」とは

火災通報装置は、本体又は子機の受話器にある「119通報」ボタンを押すだけで、自動で119番に電話をかけ、施設の正確な住所と施設名を通報してくれる設備です。



「火事です。火事です。
こちらは、春日井市〇〇町〇丁目
特別養護老人ホーム〇〇です。」

火災通報装置を使用すれば、火災時に実施しなければならない3つのうち「通報」を機械が実施することで、少人数の職員でも初期消火、避難誘導を同時進行させることができます。

皆さんは、施設のどこに火災通報装置が設置されているか把握していますか？使い方は把握していますか？

日頃から訓練を実施することでいざという時のために活用できるようにしておきましょう。

※「通報メモ」の活用

火災発生時の通報は様々な情報を整理して正確に伝える必要があります。緊急時にあわてないように、この資料と一緒に配付した「通報メモ」を活用してください。

火災対応のポイント③ ～初期消火～

初期消火により被害を最小限に

火災の規模が小さいうち、さらに自身の避難経路が確保できている場合は初期消火を実施します。1秒でも早く初期消火を実施することで、自分たちの手で被害を最小限に食い止めます。



■ 消防用設備等について

消防用設備等は、施設内に設置されている消火器や屋内消火栓設備等のことで、消防隊が使用するために設置されているのではなく、**施設の職員が使用して火災対応をするための設備**です。

・消火器

消火薬剤により消火を実施します。使用方法を確認するとともに設置場所を把握しておき、火災時は火元付近以外の消火器も集結させましょう。



・屋内消火栓設備

施設の規模によっては屋内消火栓設備が設置されています。この設備は、消火器では消火できない火災に対応することができます。有効に使用するには訓練が必要不可欠です。設置場所、使用方法を把握しておきましょう。



・スプリンクラー設備

施設の用途や規模によってはスプリンクラー設備が設置されています。天井等に設置されたスプリンクラーヘッドが火災を感知し、自動的に放水を行う消火設備です。火災時に有効に作動するように散水の障害となる物は置かないようにしましょう。

※初期消火が可能な時間の目安としては、**炎が天井に達するまで**です。火災の規模が大きい場合、避難経路を確保できない場合はすぐに避難しましょう。

火災対応のポイント④ ～避難誘導～

自力避難困難な利用者の避難



高齢者等の多数の自力避難困難な利用者を一度に避難させることは困難なことです。建物の規模や構造によっても異なりますが、日頃からあらゆる箇所からの出火を想定し適切な避難経路を選択できるようにしておきましょう。

■ 避難経路の選択

建物の規模の違いで避難経路も変わってきます。規模が大きく、耐火構造で避難上有効なバルコニーや屋外階段がある建物、屋内階段のみの建物等様々です。日頃からあらゆる出火箇所を想定し、それぞれに安全な経路を確認しておくことが必要です。

また、施設には建物の規模によっては、「避難はしご」、「救助袋」、「緩降機」等の避難器具が設置されています。建物に設置されている避難器具の種類や、その使用方法について熟知しておかないといざという時に使用できません。

※避難経路上や避難器具の前に荷物等があると、いざという時に使用することができません。常日頃からの点検を心掛けましょう。



■ 誘導方法・搬送方法

自力で避難できる人には、大きな声、またはハンドマイク等を使用してどこからどこへ避難するかを指示します。自力避難困難な人を搬送する場合は、施設にある担架等を使って職員同士で協力して避難させる必要があります。



施設にある搬送器具、搬送方法について確認しておきましょう。

4. 消防訓練の実施

緊急時に備えた訓練の実施

火災対応のポイントとして、「通報」、「初期消火」、「避難誘導」について説明してきましたが、いずれも日頃の訓練なしではいざという時に対応できません。繰り返し訓練を実施して、いざという時に素早く正確に対応できるようにしておきましょう。



■ 通報訓練

実際に119番通報をして通信指令員と火災通報を想定したやりとりをします。

訓練を通してどんなことを聞かれるか、どんな情報が必要なのかを知っておきましょう。



■ 初期消火訓練

水消火器等を使用して消防用設備の使用方法について訓練します。

いざという時に施設内にある設備を使用できるように繰り返し訓練を実施しましょう。



■ 避難誘導訓練

施設内のあらゆる箇所からの出火を想定して、搬送経路や搬送方法について確認しましょう。



※施設の消防訓練についてのお問い合わせは

春日井市消防本部 予防課

TEL : (0568) 85-6383



通信指令室の業務紹介



春日井広報大使の mirei さんが出演している通信指令室の紹介動画です。

ぜひご覧ください！



QRコードにアクセス

春日井市消防本部 通信指令室

〒486-8686 春日井市烏居松町5丁目44番地

TEL: (0568) 82-0119

Mail: tsusin@city.kasugai.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.kasugai.lg.jp/syobo/index.html>

この資料はホームページからダウンロードすることができます

